

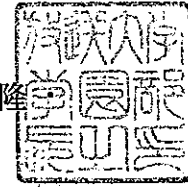
入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年11月19日

分任契約担当者
放送大学学園財務部長

佐藤



記

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 放送大学山口学習センター改修(移転)工事
- (2) 仕様等 改修工事 一式
詳細については、入札説明書等のとおりである。(8において入手可能)

2. 工期及び施工場所

- (1) 工期 契約締結日の翌日から平成23年3月7日(月)
- (2) 施工場所 山口市吉田1677-1(国立大学法人山口大学吉田団地構内)

3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 「放送大学学園契約事務取扱規程」第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした「建築一式」に係る平成21・22年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の等級)が、A、B又はC等級の認定を受けていること。
- (3) 「文部科学省所管における建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき、文部科学省機関において指名停止の処分を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた上記(2)の資格を有する者であること。

4. 契約条項を示す場所

〒261-8586 千葉市美浜区若葉2丁目11番地 放送大学学園財務部経理課
TEL: 043-298-4726

5. 入札書の提出場所及び日時

- (1) 場所 〒753-8511 山口市吉田1677-1 国立大学法人山口大学事務局2号館4階第二会議室
- (2) 日時 平成22年11月30日(火)10時00分(受付開始9時45分)

6. 開札の場所及び日時

- (1) 場所 〒753-8511 山口市吉田1677-1 国立大学法人山口大学事務局2号館4階第二会議室
- (2) 日時 平成22年11月30日(火)10時00分(受付開始9時45分)

7. 入札保証保険に関する事項 免除とする。

8. 入札説明書と図面等の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間 平成22年11月19日(金)～平成22年11月26日(金)
ただし、上記期間の行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(土曜日、日曜日及び祝日をいう。)を除く、毎日の10時00分から17時00分まで。なお、入札説明書と図面の交付は無料とする。
- (2) 交付場所 前記「4. 契約条項を示す場所」及び下記の場所。
〒756-0884 山口県山陽小野田市大学通1-1-1(山口東京理科大学構内)
放送大学山口学習センター事務室
※上記の場所のみ月曜日(閉所日)についても交付しない。
〒753-8511 山口市吉田1677-1 国立大学法人山口大学施設環境部施設企画課
(契約手続きに関する問合せ等、質問については「4. 契約条項を示す場所」において受付)

9. 入札方法

総価による入札とする。
落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲で有効な入札を行った者のうち、最低の価格の者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。がある。

11. 入札の無効

前記「3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格を有しない者による入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

12. 契約書作成の要否 契約書の作成を要する。

13. 契約の手続きにおいて使用する通貨及び言語 日本語及び日本国通貨

14. その他

一般競争参加希望者は、平成22年11月26日(金)17時00分までに、前記3.に係る各事項について、資格を有することを証明する資料を前記4.へ提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、当該資料に対し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。